２０２４年9月３0日

第１３回全国危機管理委員長会議 次第・資料

ZOOM ミーティング
QR コード

RIJYEM 理事長
上山昭治（D2580PDG）
危機管理担当副理事長
片山　勉（D2660PDG）
危機管理支援委員会

１．日　時：２０２４年１０月6日（日）１３：３０～１６：３０
２．場　所：①AP 八重洲
〒104-0031 東京都中央区京橋１丁目１０-７
ＫＰＰ八重洲ビル７階「Ｐルーム」
②ZOOM：
https://us02web.zoom.us/j/87114093755?pwd=Wu965FzAk0S0QzvyDtS6IEnhaD2fCj.1
ミーティング ID：871 1409 3755　/　パスコード：388229

３．次第

13:30　開会司会進行　　RIJYEM 法務担当　間石成人(D2660)
開会挨拶　　RIJYEM 理事長　上山昭治（D2580）

13：35～14：00　「ハラスメントの申立からロータリアンを守る」（PPT）

14：00～16：25　グループ討議（対面 31 名）、（ZOOM42 名）
対面：３グループ、ZOOM：３グループ（都度ランダム分け）
進行：地区番号大、発表：地区番号小

14：00～14：10　「i-sight 経由のハラスメント申立報告」（PPT）
「クラブの危機管理体制支援」（PPT）
14：10～14：40　第１セッション　グループ討議
14：40～14：55　グループ発表（対面３、ZOOM３、@２分）
14：55～15：10　休憩（15 分）
15：10～15：15　「クラブのハラスメント事案紹介」（PPT）
15：15～15：45　第２セッション　グループ討議
15：45～16：00　グループ発表（対面３、ZOOM３、@２分）

16：00～16：25　ロータリークラブ危機管理委員会規則について
RIJYEM 法務担当　黒田建一（D2680）

16：25　講評
RIJYEM 副理事長（危機管理担当）　片山　勉（D2660PDG）

16：30　閉会
RIJYEM 法務担当　間石成人（D2660）

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

4．資料
4-1：ロータリー章典　「【ハラスメント】」文言（67 か所）記載条文 16　抜粋
4-2：グループ学習テーマ
4-3：i-sight について
4-4：i-sight 経由のハラスメント申立報告
4-5：クラブの危機管理体制支援
4-6：クラブのハラスメント事案紹介
4-7：RYE 来日学生旅行保険と自転車保険の関わり
4-8：ロータリークラブ危機管理委員会規則（参考）

4-1：ロータリー章典　　2023 年 10 月（2023 年 5 月までの理事会決定を含む）
「【ハラスメント】」文言（67 か所）記載条文 16　抜粋

◆2.010. RI へのクラブの加盟
●2.010.1.機能の喪失
8. ロータリー章典に規定されている通り、【ハラスメント】を自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められた会員を退会させるという RI 理事会の要請に従っていること。

◆2.120.青少年の保護
●2.120.2.虐待および【ハラスメント】の防止と報告手続き
「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を守るため、すべてのクラブと地区は、事務総長が設定した虐待および【ハラスメント】の防止と報告の要件を確実に遵守しなければならない。
1.RI は、虐待および【ハラスメント】に対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有する。

2.事務総長による決定の通り、すべての地区ガバナーエレクトは、ガバナーとしての任期開始前に青少年保護に関する研修を完了しなければならない。

3.いかなる青少年プログラムに参加する地区も、地元の慣習に従って青少年保護の方針を立案し、実施してもよい。ロータリー青少年交換プログラムに参加する地区は、ロータリー章典第 41.050.節「ロータリー青少年交換」に記されている青少年保護の方針を立案し、実施しなければならない。

4.青少年プログラムに参加している地区は、青少年保護役員を任命すべきである。青少年保護役員は、クラブおよび地区に虐待および【ハラスメント】防止に関する助言をし、青少年の安全に影響を及ぼすリスクや危機を管理できるよう地区を支援し、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。

5.虐待や【ハラスメント】（嫌がらせ）のすべての申し立ては、この事態の報告を受けてから 72 時間以内に RI に報告するものとする。72 時間以内の RI への事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格が停止される場合がある。個人、クラブ、地区が、義務づけられた通りに報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続きロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、および／または同プログラムにどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける（ただしこれに限らない）などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することが

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 4 階
TEL:03-6431-8106　　FAX:03-6431-8107　　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

できる。

6.虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するRIの方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告されなければならない。法執行機関による事情聴取はすべて、ロータリーと提携関係のない司法当局によって実施されなければならない。

7.捜査のため警察への報告に加え、虐待あるいは【ハラスメント】の申し立てについて、クラブと地区は、今後同様の状況を予防する方法の決定も含め、第三者による徹底した調査を行われなければならない。

8.性的虐待あるいは【ハラスメント】の申し立ての被疑者となったロータリーに関与するいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。

9.青少年または青少年プログラムの参加者に対して性的虐待あるいは【ハラスメント】を自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる個人についても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。性的虐待、セクシャル【ハラスメント】、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリアンまたはロータリアン以外のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。クラブは、性的虐待または【ハラスメント】を行ったと知られている人物に対し、会員身分を認めることはできない（クラブが、事実を知りながらそのような人物の会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI理事会は方針の遵守を怠ったことを理由に、クラブを終結する）。

10.性的虐待あるいは【ハラスメント】の申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいは【ハラスメント】の申し立てが引き続き寄せられた場合、その人物は、ロータリーの枠組みでの青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当組織の評判を損なうものとなり、青少年にとって有害となる可能性がある。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、いかなる人物も元の活動に復帰できるという保証はない。

11.地区は、青少年との接触を禁止されているすべての人物を追跡し、毎年そのような禁止措置が地区全体で一貫して実施されていることを確認しなければならない。

12.青少年活動への関与を禁止された人物は、地区インターアクト委員長、インターアクトクラブのアドバイザー（顧問）、地区RYLA委員長、地区青少年交換委員長、地区青少年保護役員、またはその他の青少年と接触する可能性のある地区またはクラブの役職を務めることはできない（2020年1月理事会会合、決定85号）。

◆8.030.職業奉仕の基本原則
●8.030.2.ロータリアンの行動規範
4）地区において、安全、礼儀、品格を奨励する環境を育む。これには、【ハラスメント】のいかなる申し立てにも迅速に対処することが含まれる。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

◆26.120.会合、行事、または活動における【ハラスメント】のない環境
ロータリーは、【ハラスメント】のない環境を維持することに力を注いでいる。【ハラスメント】とは大まかに定義すると、個人またはグループを、以下の特性に基づいて、言葉であれ身体的であれ、脅迫、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す：年齢、民族、人種、肌の色、障がい、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認。

すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人は、【ハラスメント】のない環境を期待すべきであり、安全、礼儀、品格、およびすべての人への尊敬を促す環境を維持するよう援助するものとする。青少年と接する成人は、ロータリー章典第 2.120 節に概説されている方針の対象となる。

ガバナー、ガバナー補佐、委員会委員長を含む地区リーダーは、【ハラスメント】のない環境を作るためにクラブと協力するよう奨励されている。地区リーダーはまた、行動規範を定め、クラブ内、会員同士、およびロータリーのほかの参加者に対する【ハラスメント】の対処と予防の方針を確立するためにクラブと協力すべきである。

犯罪行為の申し立てはすべて地元の管轄の警察署に伝えるべきである。

ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会、地区、またはゾーンのリーダーは、【ハラスメント】の申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。

ロータリークラブまたはローターアクトクラブでは、ロータリーの行事または活動における【ハラスメント】の申し立ては、ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会によって審査し、妥当な期間（通常は 1 カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者がロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会メンバーである場合、自ら審議から外れることが期待される。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。【ハラスメント】の申し立てがロータリークラブまたはローターアクトクラブによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて地区ガバナーに伝えることができる。

地区では、ロータリーの行事または活動における【ハラスメント】の申し立ては、ガバナーまたはこの件のためにガバナーから任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は 1 カ月）内に回答するものとする。地区ガバナーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前ガバナー（または直近のパストガバナー）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。地区ガバナー、ガバナーエレクト、およびガバナーノミニーによる【ハラスメント】の申し立ては、すべて 2 週間以内に事務総長に通知するものとす る。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。【ハラスメント】の申し立てが地区によって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて、当該地区を含むゾーンの RI 理事に伝えることができる。

ゾーンでは、ロータリーの会合、行事または活動における【ハラスメント】の申し立ては、RI 理事またはこの件のために RI 理事から任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は 1 カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者が RI 理事である場合は、RI 会長が任命する別の現または元 RI 理事が申し立てを審査して回答するものとする。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

RI 理事、理事エレクト、および理事ノミニーによる【ハラスメント】の申し立ては、すべて２週間以内にRI 会長に通知するものとする。【ハラスメント】の申し立てがゾーンによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて RI 会長に伝えることができる。

性的虐待あるいはセクシャル【ハラスメント】のあらゆる申し立ての被疑者となったロータリーに関与するいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。

性的虐待、セクシャル【ハラスメント】、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られている、あるいは判明している（ロータリアン以外の）ボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければならない。性的虐待あるいはセクシャル【ハラスメント】あるいは深刻かつ／または広範囲におよぶ【ハラスメント】を自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られている、または判明しているいかなる個人についても、ロータリークラブまたはローターアクトクラブは、その会員身分を終結しなければならない。

性的虐待あるいはセクシャル【ハラスメント】あるいは深刻かつ／または広範囲におよぶ【ハラスメント】を自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られている、または判明しているいかなる人物に対しても、ロータリークラブまたはローターアクトクラブは、会員身分を認めることはできない。クラブが、事実を知りながらそのような人物の会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は機能していないことを理由に、クラブを終結する。

ロータリークラブおよびローターアクトクラブ、地区、およびゾーンのリーダーは、性的虐待、セクシャル【ハラスメント】、深刻かつ／または広範囲におよぶ【ハラスメント】ならびにその結果生じた会員身分の終結について事務総長に迅速に報告しなければならない。【ハラスメント】の調査結果への適切な対応を怠った場合、クラブ終結またはその他の制裁を含むしかるべき措置のために RI 理事会に報告される。

ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、ロータリー親睦活動グループに関して、学友会、ロータリー行動グループおよびロータリー親睦活動グループのリーダーは、【ハラスメント】の申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。学友会、行動グループ、または親睦活動グループの行事または活動における【ハラスメント】の申し立ては、学友会、行動グループ、または親睦活動グループによって、あるいは学友会、行動グループ、または親睦活動グループの委員長により任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は１カ月）内に回答するものとする。学友会、行動グループ、または親睦活動グループの委員長またはその他のリーダーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前委員長（または直近の委員長）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。違反の申し立ての対象者が学友会、行動グループまたは親睦活動グループの理事会のメンバーである場合は、自ら審議から外れることが期待される。審査および／または調査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。【ハラスメント】の申し立てが学友会、行動グループ、または親睦活動グループによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて RI 会長に伝えることができる。

ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、およびロータリー親睦活動グループは、【ハラスメント】の申し立てを申し立ての対象者のクラブ会長および地区ガバナーに報告しなければならない。ロータリー学友会、ロータリー行動グループ、およびロータリー親睦活動グループが【ハラスメント】の調査結果への

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

適切な対応を怠った場合、RI 会長は適切な措置を求めて RI 理事会に通知するものとする。そのような措置には、グループの終結またはその他の適切な制裁が含まれる可能性がある（2023 年 4 月理事会会合、決定 114 号)。

●26.120.1.成人の【ハラスメント】方針に関する研修
現職と次期クラブ会長、ガバナー、地域リーダー、理事は、RI の成人【ハラスメント】方針と手続について年次研修を受けるものとする。この研修は会長エレクト研修セミナー（PETS）や国際協議会など（ただしこれらに限定されない）行事において実施する（2020 年 1 月理事会会合、決定 85 号)。

◆26.140.行動規範
成人【ハラスメント】の問題を報告する
ロータリー章典に従い、ロータリーは現在、会合、行事、活動においてロータリアンまたはローターアクターがかかわる【ハラスメント】の問題を報告するための以下の方針を定めている。
ロータリーは、いかなる形の【ハラスメント】もない環境を維持することに力を注いでいる。【ハラスメント】とは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性*（年齢、民族、人種、肌の色、障害、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認）に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。

成人がかかわる【ハラスメント】のいかなる申し立てについても通知を受けた場合、または【ハラスメント】を受けたと感じた場合、以下のステップに従うこと。

1. 身の安全が脅かされていると感じる場合は、警察に相談する。
2. クラブ役員（クラブ会長または幹事)、地区リーダー（地区ガバナーまたは地区ガバナーエレクト)、あるいはゾーンのリーダー（RI 理事）に通知する。
3.問題について国際ロータリーのクラブ・地区支援室（cds@rotary.org ）に報告する。
4.青少年がかかわる【ハラスメント】または虐待の申し立てはすべて、72 時間以内に国際ロータリーに報告（youthprotection@rotary.org）しなければならない。

* ここに挙げられた特性は、ロータリー章典第 26.120.節「会合、行事、または活動における【ハラスメント】のない環境」からの引用である。ロータリー章典が改訂された場合、この行動規範も改訂される（2021 年 11 月理事会会合、決定 34 号)。

◆28.040.国際ロータリー理事会の職務内容
14. RI の「利害の対立に関する方針」、「倫理規定」、「会合、行事、または活動における【ハラスメント】のない環境」、および理事の経費支払いに関する RI の方針に従う。

◆30.050.RI の元役員の定義
●30.050.1.元役員身分の剥奪
そういった判断の根拠は、元役員が犯罪行為、財務上の不正行為、詐欺、【ハラスメント】、選挙干渉、ロータリー、その役員またはクラブに対する訴訟に関係していたこと、ロータリーの行動規範に反する行動をとったこと、理事会が適切だと認める元役員の行動基準に沿っていないと理事会が考えるその他の行為または活動に関わっていたことが判明した場合を含むが、これに限定されない。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　 FAX:03-6431-8107　 e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

◆31.060.執行委員会
●31.060.7.人事委員会としての職務
6. ボランティアによる職員への【ハラスメント】に関する報告を、人事部ディレクターの推奨に基づいて審査する（2022 年 10 月理事会会合、決定 39 号）。

◆33.010.事務局職員に影響を与える方針および福利厚生
●33.010.19.事務局職員との関わり方の行動規範
さらに、RI は、ロータリアン、他のボランティア、職員、業者、または業務遂行中に接したその他の人びとによって行われたかを問わず、いかなる形式の【ハラスメント】（嫌がらせ）もない職場環境を維持する責任もある。RI はこのようないかなる【ハラスメント】も防止および阻止するため適切な措置を講じる。ロータリーの業務に関連して、職員が【ハラスメント】を受けたと考える場合、その職員は【ハラスメント】の申し立てを直属のマネジャーまたはロータリー内の別のマネジャーに報告するよう推奨される（2016 年９月理事会会合、決定 28 号）。

◆40.050.ロータリー学友
●40.050.8.青少年の保護
ロータリー学友会は、活動に参加するすべての青少年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守しなければならない。ロータリー学友会は、性的虐待または【ハラスメント】を行ったことが知られている人物、またはロータリークラブの会員になることを禁じられている人物に対し、会員身分または関係を認めることはできない（学友会が、事実を知りながらそのような人物の会員身分または関係を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は方針の遵守を怠ったことを理由に、学友会を終結する）（2020 年 11 月理事会会合、決定 58 号）。

◆41.050.ロータリー青少年交換
●41.050.7.国際ロータリーへの報告
事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待や【ハラスメント】（嫌がらせ）の申し立てなど（ただしこれに限るものではない）、すべての事態は、この事態の報告を受けてから 72 時間以内に、RI に報告するものとする。72 時間以内の RI への事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格の停止、または遵守不履行について事務総長により決定されたその他の措置が実施される場合がある。RI 理事会は、個人、クラブ、地区が、適時の報告を故意に行わなかったことを知った場合、クラブを終結させる場合がある。
地区は、事務総長が定める認定要件に従って、学生のデータを RI に提出するものとする（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

●41.050.19.ボランティアの研修
本プログラムに関与するすべての成人（ロータリアンおよびロータリアン以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人びと（ただしこれらの人びとに限らない）は、プログラム運営、規定、および虐待と【ハラスメント】の認識と予防に関する情報を含む研修を受けなければならない（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

◆41.060.ロータリー青少年指導者養成プログラム
●41.060.3.RYLA ファシリテーター
RYLA に関わるファシリテーターは、セクシャル【ハラスメント】および虐待防止、多様性、公平さ、インクルージョンに関する研修を受けるものとする。未成年者が参加する RYLA については、ファシリテー

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106 FAX:03-6431-8107 e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

ターは、国際ロータリーの青少年保護方針とその地区の青少年保護方針に関する研修も受けるものとする（2021 年 1 月理事会会合、決定 84 号）。

◆42.010.ロータリー親睦活動
●42.010.9.青少年の保護
ロータリー親睦活動グループは、活動に参加するすべての青少年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守しなければならない。ロータリー親睦活動グループは、性的虐待または【ハラスメント】を行ったことが知られている人物、またはロータリークラブの会員になることを禁じられている人物に対し、会員身分または関係を認めることはできない（親睦活動グループが、事実を知りながらそのような人物の会員身分または関係を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は方針の遵守を怠ったことを理由に、ロータリー親睦活動グループを終結する）（2017 年 1 月理事会会合、決定 113 号）。

◆42.020.　ロータリー行動グループ
●42.020.18.青少年の保護
ロータリー行動グループは、活動に参加するすべての青少年の安全と健康を保護し、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守しなければならない。ロータリー行動グループは、性的虐待または【ハラスメント】を行ったと知られている人物、またはロータリークラブまたはローターアクトクラブの会員になることを禁じられている人物に対し、会員身分または関係を認めることはできない（グループが、事実を知りながらそのような人物の会員身分または関係を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は方針の遵守を怠ったことを理由に、ロータリー行動グループを終結する）（2021 年 11 月理事会会合、決定 53 号）。

4-2：グループ学習テーマ

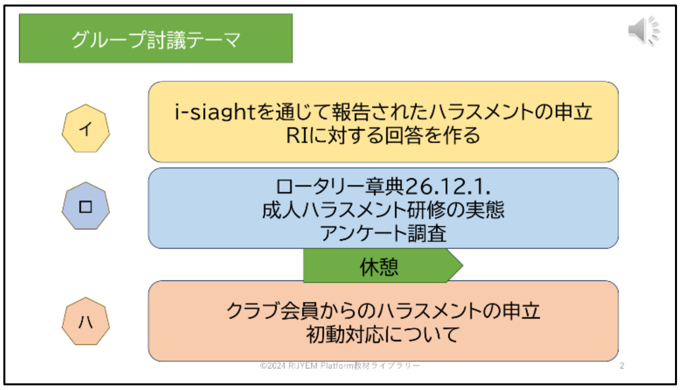

討議は２回に分けて行います。
１回目のセッションでは、２つのテーマがあります。

第１セッションのテーマは、イの「i-sight」を通じて報告されたハラスメント申立について」と、ロの「成人ハラスメント研修の実態アンケート」です。

休憩をはさんでの第２セッションのテーマは、「クラブ内ハラスメントの申立」です。
尚、話合いを始める前に、各グループにて進行役と発表役をお決めください。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

進行役は、地区番号が「大きい」、発表役は地区番号が「小さい」、参加者にお願いします。

ZOOM 参加者は、テーマ説明が終わりましたら、ランダムに３つの部屋１、２、３に分かれます。
対面グループメンバーは、変わりません。
グループ討議時間は、３０分とします。
時間になりましたら、ZOOM 参加者は、メインに自動で帰ります。
発表時間は、１グループにつき２分でお願いします。

4-3：i-sight について

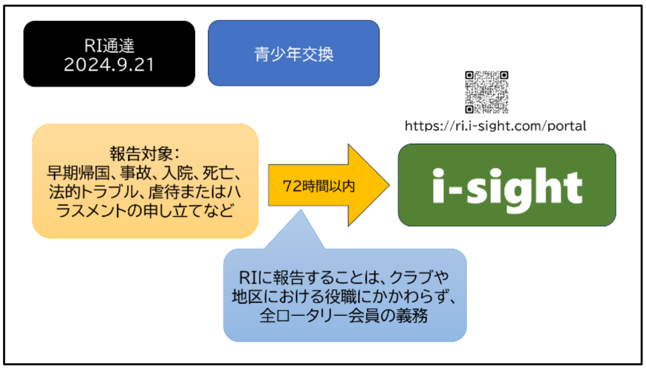

セッションテーマで、アイサイトという言葉が出ていますので、少し説明をいたします。
アイサイトとは、青少年プログラムの危機事案などを、アールアイに報告する場合に使用する、「ポータルサイト」です。

２０２４年９月 21 日、アールアイより、「従来より、古い PDF 書式も受け付けていたが、今年度よりオンライン報告だけにする」との、通知を受けました。
報告事案は、青少年プログラムとなっています。
しかしながら、将来的に成人に関する危機事案についても、アイサイトが指定されることが予測されます。

アイサイトの日本語版の画面です。
オンラインで報告する。
ダイヤル手順。
メールを送る。
の３つの方法が表示されていますが、
今回のアールアイ通達では、「オンラインで報告する」を選ぶように書かれています。
その為、この画面は、今後変更になるものと思われます。
アイサイトにつきましては、以上です。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

●RI からのメール

From: Youth Protection <YouthProtection@rotary.org>
Sent: Saturday, September 21, 2024 6:20 AM
Subject: 早期帰国と問題をロータリーに報告する方法

ロータリー青少年交換の地区リーダーの皆さまへ

国際ロータリー青少年交換担当部よりご挨拶申し上げます。ロータリー青少年交換を日頃からご支援いただき、誠にありがとうございます。

再度のご案内となりますが、2021 年 6 月以降、青少年交換の早期帰国と青少年保護の懸念に関するオンラインの報告フォームが導入されています。移行期間中は、新しいシステムに適応する時間を確保するため、古い PDF フォームも受け付けておりました。ただし、本ロータリー年度からは、オンライン報告フォームのみを使用して進めてまいります。

オンライン報告フォームを使用することで、報告をより迅速かつ安全に、一箇所で受け取ることができます。これにより、コミュニケーションが簡素化され、問題や早期帰国に速やかに対応できるようになります。

RI の方針では、学生の保護に関する問題や申し立てはすべて、地区がその状況を認識した時点から 72 時間以内に報告するよう義務付けています。報告対象となる問題には、早期帰国、事故、入院、死亡、法的トラブル、虐待またはハラスメントの申し立てが含まれますが、これらに限定されません。こうした問題を RI に報告することは、クラブや地区における役職にかかわらず、全ロータリー会員の義務となります。

72 時間以内に状況の詳細をすべて把握できない可能性もありますが、情報をできるだけ早く報告することが学生の安全確保に極めて重要です。パートナー地区とのコミュニケーションを円滑に行うため、必要に応じて RI 職員がお手伝いします。

すべての問題、申し立て、早期帰国は、ロータリーのオンライン報告フォームから報告できます。ロータリーの青少年の保護のページにある「青少年の保護に関する懸念を報告する」の青いボタンをクリックしてください。

何卒、ご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。青少年交換をご支援くださる皆さまのご尽力に心より感謝申し上げます。青少年の保護にご協力いただけますよう、何とぞよろしくお願いいたします。青少年プログラム参加者の安全と健康は最優先事項であり、地区リーダーとしての皆さまの役割は、この取り組みにとって非常に重要です。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　 FAX:03-6431-8107　 e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

4-4：第１セッション「イ」のテーマ：「i-sight」を通じて報告されたハラスメント申立について」

グループ討議について、ご説明いたします。
第１セッションのテーマは、イの、「i-sight」を通じて報告されたハラスメント申立について」です。
突然、RI より懸念事項の報告がきました。寝耳に水です。
内容は、学生が早期帰国した原因が、「ハラスメントを受けたため」として、
スポンサー地区から、RI に報告が届いた」というものです。
ホスト地区としては、次の理解をしています。
・青少年交換プログラムで、来日学生は、早期帰国となり、母国に帰りました。
・理由は、スポンサー地区より学生を早期帰国させると通告があったためです。
・また、ホストファミリーとの間で、信頼感が崩れたためです。

＊＊＊RI からの連絡メール転載＊＊＊
From: RI＊＊＊＊
To:
Subject: 202＊-000＊＊ 懸念事項の報告

＊＊＊地区のリーダー各位:
私は、202＊年＊＊月＊＊日に受け取った、元来日学生・＊＊＊＊がホストファミリーで経験した虐待や暴言の申し立てに関する報告について、青少年保護チームからお知らせしています。

この報告は、202＊年＊＊月の YEO プレコンベンションで発表されたオンラインの事件および早期帰国報告プラットフォームに移行しました。
当チームの一般的なメールアドレスは youthexchange@rotary.org と youthprotection@rotary.org ですが、この通信は、安全な事件報告サイトを通じて別のメールアドレスから送信されていることにお気付きかもしれません。このサイトは、ロータリーの青少年交換および青少年保護チームによって管理されていますのでご安心ください。すべての通信を 1 か所にまとめるため、このメールに直接ご返信ください。また、この事件にはケース番号が割り当てられており、件名に含まれています。このケース番号は、今後、件名に残しておくことが重要です。

RI の役割は、ロータリーのポリシーに違反する申し立てのみを調査し、地区が RYE プログラムを改善する必要があるかどうか、および/またはロータリーの立場で青少年と関わることを禁止すべきかどうかを決定することです。

報告書には次のように記されている。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

「数週間にわたり、私の生徒が虐待、暴言、床に座らされて叱責される、ホストファザーと 20 代のホストブラザーに怒鳴られる、カウンセラーや地区委員長からほとんどまたは全くサポートを受けていないといった懸念を抱き、私が介入してこの状況をコントロールするよう要請した後、私は、明らかに危険にさらされていた生徒自身の安全と精神的健康のために、生徒を帰国させる決断をした。

日本の＊＊＊ホスト地区は、学生の潜在的な問題について私に一度も通知しなかったため、最終的に私は地区委員長に生徒に何が起こっているのか調査するよう要求しなければならなかった。

私たちは生徒の安全を非常に真剣に受け止めており、実際、それが私たちの最優先事項であり、当然そうあるべきだ。地区が、生徒が最後のホストファミリーであった有害な状況から抜け出すことを保証するために関与するつもりがないことが明らかになったため、私は彼の交換を終了するよう決定した。」

ロータリーの規定 2.120.2 に従い、次のステップは次のとおりです。

1. RI のゼロトレランスポリシーに従い、虐待の申し立ては直ちに適切な法執行機関に報告する必要があります。すべての法執行機関による調査は、ロータリーと提携していない法執行機関によって実施される必要があります。
- さらなる措置が必要かどうかを判断できるのは、地元の法執行機関のみです。これにより、クラブと地区を含むすべての関係者が、問題の客観的な調査を確実に受けることができます。
- 警察が申し立てに基づいてこれ以上追及しないことを決定できる場合もありますが、それでも警察に問題を報告するのは地区の責任です。

2. 法執行機関に調査を依頼するだけでなく、クラブと地区は、虐待や嫌がらせの申し立てについて、将来同様の状況を防ぐ方法の決定を含め、独立した徹底的な調査を行う必要があります。
- 警察がこの件を調査しないことを決定した場合、この件について内部調査を行うのは地区の責任です。
- これは通常、青少年保護担当官、または虐待や嫌がらせの申し立ての調査経験がある可能性のある資格のある個人と地区が何らかのつながりを持っていることによって行われます。青少年保護担当官が任命されていない場合、この役職の義務と責任は地区ガバナーが担います。また、ロータリーの方針規定と青少年保護ガイドを確認することをお勧めします。

3. 性的虐待または嫌がらせの申し立てを受けたロータリー関係者は、問題が解決するまで青少年との接触をすべて排除する必要があります。
- 問題の調査中にこの一時的なプログラム禁止を発行できるように、容疑者（ホストファーザー）のフルネームをお知らせください。
- 現在この家族にホストされている学生がいる場合は、調査の期間中、その学生を家から退去させる必要があります。

提起された青少年保護に関する懸念についての調査が終了したら、調査が結論に至らない場合、容疑者が青少年への虐待や嫌がらせを行ったことを認めた場合、有罪判決を受けた場合、または関与が判明した場合の対処方法、調査結果に基づいて青少年との活動やロータリー会員資格を禁止する必要がある可能性のある個人の機密記録の保持方法など、次のステップについてアドバイスします。この情報は、状況と関係者のプライバシーと機密性を保護するために必要と思われるクラブおよび地区のリーダーにのみ伝えてく

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

ださい。

このレポートを受け取ったこと、容疑者を青少年との接触から外したこと、現在の青少年をこのホストファミリーから外したことを 24 時間以内に確認してください。
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

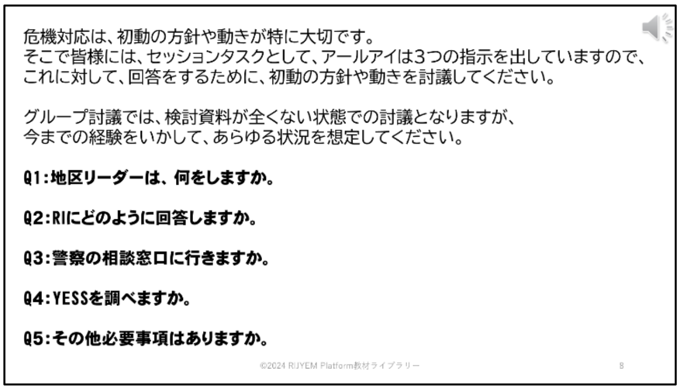

危機対応は、初動の方針や動きが特に大切です。
そこで皆様には、セッションタスクとして、RI は３つの指示を出していますので、
これに対して、回答をするために、初動の方針や動きを討議してください。
グループ討議では、検討資料が全くない状態での討議となりますが、
今までの経験をいかして、あらゆる状況を想定してください。

ヒントは、次の事柄が考えられます。
1：地区リーダーは、何をしますか。
２：RI にどのように回答しますか。
３：警察の相談窓口に行きますか。
４：YESS を調べますか。
５：その他必要事項はありますか。

4-5：クラブの危機管理体制支援

次の第１セッションのテーマは、ロの成人ハラスメント研修の実態アンケート」です。

各地区にて、どのように成人ハラスメント研修が行われているかを話し合ってください。

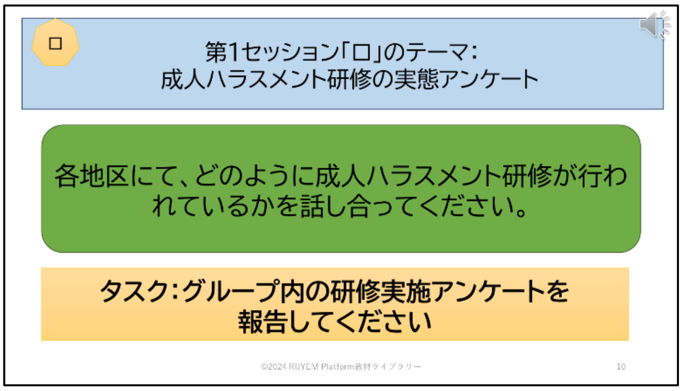

セッションタスクは､「グループ内の研修実施アンケート報告」です。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106 FAX:03-6431-8107 e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

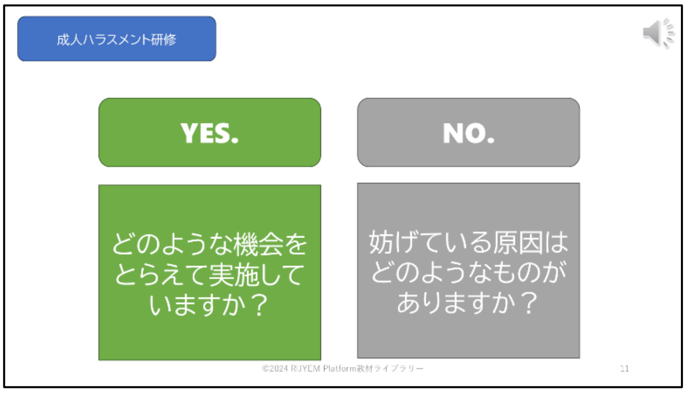

ロータリー章典 26.120.1.では、成人ハラスメント研修が、機会をとらえて実施することが、義務付けられております。
そこで、グループのメンバーの地区で研修が行われている地区を数えてください。
また、実施されている地区では、どのような機会を作って行われているのかを、聞いてください。
一方、まだ実施されていない地区では、妨げている原因などを話し合ってください。

4-6：クラブのハラスメント事案紹介

事例：地区ガバナーに直接申立て書が送られてきた事例です。
事案：性的虐待の申立
申立者：クラブ会員
被疑者：パストクラブ会長Ｍ氏

申立書
申立月日：2024.9.＊＊
被害月日：2022.5.＊＊
申立内容：
次年度クラブ委員会体制について、18：00 から夕食を取りながら５名の会員と打合せ会に参加した。
その後、二次会に誘われたので同行した。楽しい時間だったのでいつもと違って泥酔した。
気が付くと、どこかの部屋らしく当時のクラブ会長エレクトＭ氏が立っていた。

私は、ふらふらしながら帰ろうとしたが、Ｍ氏は一人で帰るのは危ないからと言いながら私に乱暴した。
その後、泥酔した私も悪いとの思いがあり忘れようとしたが、ロータリーのハラスメント防止の方針を見聞きするたびに、後悔が怒りに代わってきた。

警察沙汰にはしたくないが、次の事を実行してほしい。
・Ｍパスト会長をクラブからやめさせてほしい。
・また、地区としてクラブのハラスメント防止教育をしっかりしてほしい。

以上。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

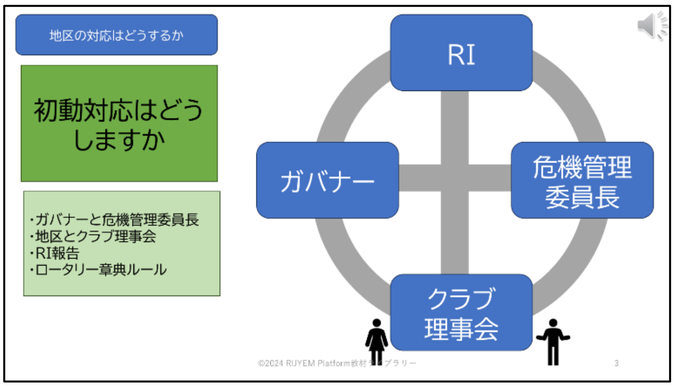

このような、内容の申立を受けたガバナーは、どのような初動対応を、取らなければならないかを討議してください。
ヒントは、次の事柄が考えられます。
・ガバナーと危機管理委員長、
・地区とクラブ理事会、
・RI への報告、
・ロータリー章典ルール、

4-7：RYE 来日学生旅行保険と自転車保険の関わり　(資料のみ)

国土交通省は、「自転車は、手軽な移動手段として子供からお年寄りまで幅広い年齢層に通学や通勤、買い物など多目的な用途で利用されているが、
一方、最近では、自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合に、加害者が数千万円もの高額の損害賠償を命じられる判決事例が出ている」として、
地方公共団体に向け、標準条例、(技術的助言)を作成・配布し、地方公共団体における条例の制定等を支援しています。

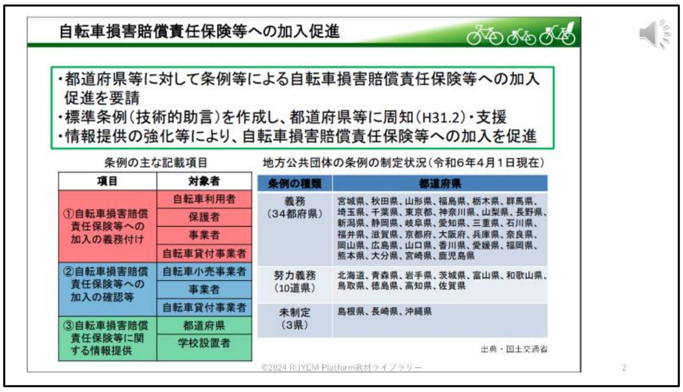

国土交通省は、「自転車は、手軽な移動手段として子供からお年寄りまで幅広い年齢層に通学や通勤、買い物など多目的な用途で利用されているが、
一方、最近では、自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合に、加害者が数千万円もの高額の損害賠償を命じられる判決事例が出ている」として、
地方公共団体に向け、標準条例、(技術的助言)を作成・配布し、地方公共団体における条例の制定等を支援しています。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　 FAX:03-6431-8107　 e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

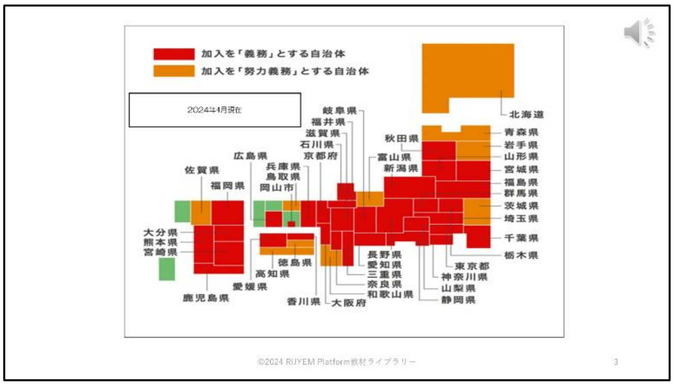

それを受けて、ご覧の地図のように、各都道府は順次「自転車損害賠償責任保険の加入義務」を条例化しています。
みな様におかれましては、加入義務条例を制定しているかをご確認ください。

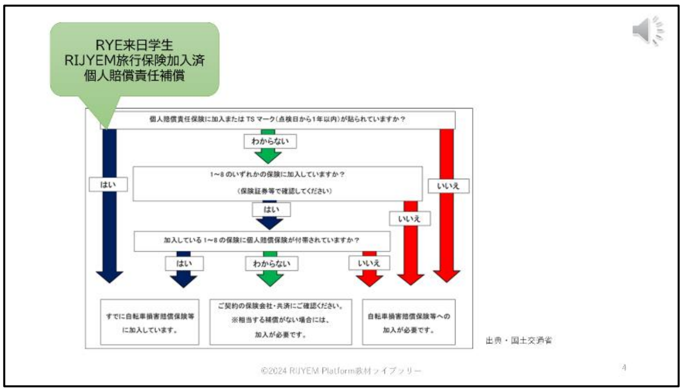

この図は、自転車保険について、加入が必要かどうかの判定チャートです。
青少年交換来日学生は、RIJYEM 保険プランの海外旅行保険に加入しており、
その補償項目に、個人賠償責任補償がありますので、すでに自転車損害賠償保険に加入しているとみなされます。

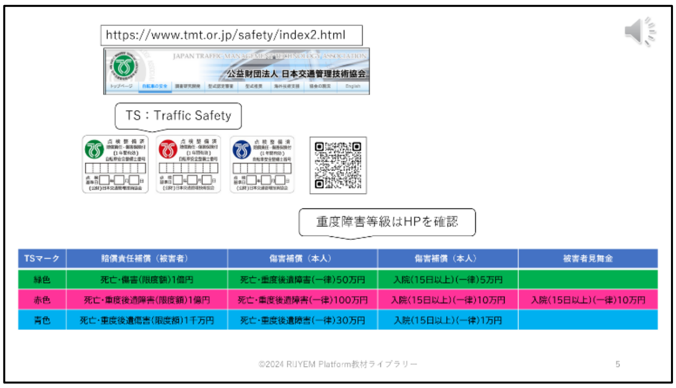

学生が、通学や日常生活で自転車を使用する場合の多くは、ホストファミリーから借りた自転車です。
その自転車を使用する場合は、点検整備と自転車保険の加入を指導してください。
その際、公益財団法人日本交通管理技術協会が主管する TS マークの保険となります。

学生にとっては二重保険となりますが、被害者への賠償金が不足するリスクがありますので、必ず自転車保険に加入するようにご指導をお願いします。
そこで、RIJYEM 保険プランの引受会社である JI 保険に、質問をしておりますので、回答と解説をご説明いたします。

（Q：質問、A：回答、C:解説）
Q１：来日学生（IBS）は、ホストファミリー宅から学校まで自転車で通学しています。
学校から自転車保険加入が義務化されているので、加入の有無を確認するように連絡が来ました。
現在、IBS は JI 保険に加入して来日していますので、「加入している・・」と回答して OK でしょうか？

A１：はい、OK です。
C１：
イ）IBS は、海外旅行保険に加入しているので、個人賠償責任が付いています。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

相手にぶつかって死亡させた場合やケガを負わせた場合の対人賠償、相手の物を破損させた対物賠償は個人賠償責任で補償されます。

ロ）ただし、IBS が乗っている自転車の破損、修理は、カバーされません。
ハ）また IBS がケガをした場合の治療費は、国民健康保険を使って、自己負担となる３割分を保険でカバーします。
二）自損で死亡した場合は、海外旅行保険の傷害死亡でカバー（１千万円）されます。

Q２：自転車屋さんで新たに購入した自転車に「TS マーク赤色」がつけられています。
傷害補償、賠償責任補償が付いています。
イ）IBS が自損で 15 日入院のケガ治療の請求をするのは、TS なのか JI 保険なのかどちらになるのでしょうか？
ロ）第三者を死亡させた場合、TS が１億円、JI 保険が１億円の２億円が補償上限額となるのでしょうか？
ハ）相手の方が重度後遺傷害となり、１億５千万円の賠償を命じられた場合、どのような請求事務が発生するのでしょうか？

A２：
イ）IBS がケガをした場合、海外旅行保険と TS の両方から補償が受けられます。
まず、海外旅行保険はケガの治療に要した実費分（１日目から対象）、ＴＳからは 15 日以上の入院のケガの場合に１０万円が支払われます。（１５日未満の入院の場合は TS の補償はありません）

ロ）相手を死亡させた場合の賠償額は相手の方の逸失利益で算出されます。１億を超える賠償となる場合には、ＪＩで１億、ＴＳで１億の合計２億円が補償上限となります。

ハ）１億５千万円の賠償が命じられた場合、ジェイアイ、ＴＳのそれぞれに保険金請求を行っていただきます。実際の支払にあたっては、海外旅行保険の引受保険会社であるＪＩとＴＳマークの付帯保険の引受保険会社である損保ジャパンで連携し、相手方に賠償金をお支払いする流れとなります。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

4-8：クラブ危機管理委員会規則（参考）

参考例示

＊＊＊ローターリークラブ危機管理委員会規則

（１）名称
第１条　本委員会は＊＊ＲＣ危機管理委員会と称する。

（２）任務
第２条　本委員会は、第＊＊＊＊地区危機管理総則に定める危機について、その防止・解決のために、本クラブ委員会、会員に対して必要な提言や指導・助言を行うと共に、本委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のため方策を講ずることを任務とする。

（３）委員の員数
第３条　本委員会の員数は＊＊名以上とする。

（４）委員の資格
第４条　幹事、会長エレクト、会長ノミニー、奉仕プログラム委員長、青少年奉仕プログラムの委員長は当然に委員となる。

（５）委員長・委員の選任
第５条　会長は委員長及び第４条に記載の委員以外の委員を選任する。

（６）専門委員
第６条　委員の内に弁護士、医師、心理学専門家、メディア関係者、女性が含まれることが奨励される。
但し、会員に適任者がいないときは、外部委員を依頼することができる。

（７）委員長・委員の任期
第７条　委員長及び委員（以下、「委員等」という）の任期は毎年度７月１日から翌年６月末日迄の１年間とする。
但し、再任を妨げない。

（８）継続委員
第８条　毎年度、委員の内３分の１以上が前年度以前からの継続委員であることが奨励される。

（９）委員等の退任後の措置
第９条　第４条に記載の委員等がその職を失ったとき、もしくは、第５条及び第６条により任命された委員等が任期途中に退任したとき、会長は新たに委員等を任命する。ただし、新たに任命された委員等の任期の終期は退任した委員等の終期と同じとする。

（１０）通常委員会の開催
第１０条　通常委員会は毎年度１回以上開催する。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp

２　回数、日時は委員長が年度当初に決定する

（１１）臨時委員会の開催（１）

第１１条　会長もしくは委員長は必要があると認めたときは、随時臨時委員会を開催することができる。

（１２）臨時委員会の開催（２）

第１２条　２名以上の委員、もしくは５名以上の会員の要請があるときは、委員長は臨時委員会を開催しなければならない。

（１３）委員会の定足数及び決議方法

第１３条　本委員会の定足数は半数以上とし、決議は出席委員の過半数をもって行う。

（１４）委員会を開催する時間的余裕のないときの措置

第１４条　発生した危機について委員会開催の 時間的余裕がないと判断されるとき、会長もしくは委員長は、危機発生のプログラム担当会員と協議（方法は問わない）の上、委員会を開催することなく暫定措置を講じることができる。

２　前項の措置を講じたとき、会長もしくは委員長は速やかにその内容を本委員会に報告しなければならない。

（１５）被害者・その家族などへの対処

第１５条　本委員会は、危機の発生により被害を受けた人及びその家族に対し、速やかに適切と判断される対処をしなければならない。

（１６）危機内容の調査

第１６条　本委員会は発生した危機について速やかに発生の経緯、内容、被害状況などについて調査し、理事会に報告しなければならない。

（１７）地区との関係

第１７条　発生した危機が地区のプログラムに関係するとき、本委員会は直ちに地区ガバナーもしくは危機管理委員会にその事実を報告する。

２　地区から前項の危機の調査を依頼されたとき、本委員会はその調査の結果を速やかに地区へ報告しなければならない。

（１８）改正

第１８条　本規則の改正は本クラブ細則第＊＊条に定める方法を準用する。

施行日________年__月__日

（注記）

※　委員数、当然委員、任期、委員会開催方法などは、クラブの規模によって異なると思われますので、任意に決定して下さい。

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル４階
TEL:03-6431-8106　FAX:03-6431-8107　e-mail；rijyem@air.ocn.ne.jp